

令和4年度第6回オンライン自主研修 感想・意見

令和4年度 東灘区保護司会 第6回オンライン自主研修のご案内

【教材】



宮田保護局長からの挨拶に続いて、伊東秀彦弁護士から「犯罪被害者の思いに寄り添う支援～犯罪被害者遺族兼弁護士の視点から」と題して講演がありました。神戸保護観察所から動画配信の案内がありました。

令和4年12月7日(水)「令和4年度第6回オンライン自主研修のご案内」メールで視聴方法をお知らせしています。ご確認ください。

【自主研修の要領】

ご覧になった感想、意見を100字程度にまとめて

東灘区保護司会広報部宛

「所属支部」「氏名」「視聴月日」を記入してメールください。(支部長による代行メールでも結構です)

送付期限は**令和5年1月16日(月)**です。(期限遵守と100字程度の感想・意見は必須です)

- ① 伊東弁護士の話の冒頭で、「各支援者が各々が携わる場面だけを押さえているだけでは、真に被害者に寄り添った総合的な支援にはならない」との言葉はとても印象的だった。
私たちはつい、対象者更生の1点のみに注目し過ぎているかもしれない、と反省させられた。
- ② 保護司活動において、講演の中の「保護司活動において犯罪被害者等のことを念頭に置いてほしい。犯罪被害者等への支援と更生保護は矛盾するものではなく、むしろ、被害者等への支援があってこそ犯罪者の更生が成り立つもの」という観点を認識できたことは良かったと思います。

先の保護観察の対象者で、犯罪被害者からだまし取った 500 万円を返済していこうという事案がありました。保護観察中に、自分の更生のためにも、500 万円を返済するように勧めましたが、本人は「まずは自分の生活の安定。返済は生活が落ち着いてから」との意向でした。それは致し方ないことですが、保護観察が終わり、誰も返済に関して言わなくなり、自分の生活スタイルができあがると、ついつい、返済を後回しにし、そのうち返済する気持ちをなくしてしまうのではないかと危惧しました。被害者への返済には、そのような問題があるように思います。

③ 「支援の連続性」この視点は私にはありませんでした。よく考えてみれば、至極当然のことです。加害者がおれば、当然、被害者がおり、被害者は加害者のその後に興味があるのは当たり前でしょう。そして、被害者の方が「加害者にどうなって欲しいと思っているのか…」その心情まで汲み取ることは考えていませんでした。どうしても「思いこみ」というものもあり、「こういう人だから仕方がない」「障害を持っているから仕方がない」そんな甘えもあったように思います。しかし、もし、自分やその家族が被害を受けていたらどうでしょうか。弁償はもちろんのこと、その生活態度も気にしている事でしょう。確かに、素人でそこまですることは難しいことです。ただ、関わるからには、出来なくても、その視点を持つ必要があると感じました。そのためには、情報を待っているだけでなく、受け取りに行くことも大切であり、関係者の円滑な連携も必要でしょう。どこまでいっても、人間のことは、人がつながり、共有する事が肝要なのだと教えられました。

④ 約1時間にわたる密度の濃い講演会。ここで学んだことは

- ・被害者等の思いは個別的なもの（事件ごとに異なり、同じ事件でも人ごとに違う）

変動的なもの（時間の経過によって変化するもの）

- ・被害直後における支援、刑事裁判での支援、民事分野での支援、そして更生保護段階での支援と連続的に積み重ねられる。

- ・更生保護段階は刑事司法的な分野の終盤である

- ・被害者等の実情や思いに馳せることなくしては加害者の真の更生はない

等であったが、一度ではなかなか理解できない内容である。更なる研修会等で学ぶ必要がある。